慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	今泉孝太郎先生追悼記
Sub Title	
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.6 (1995. 6) ,p.148- 149
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今泉孝太郎先生追悼記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950628-0148

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

当られた。このことはたとえ一般には先生のお仕事の評価を分けることになろうとも、私にとってはいかなるものにも代え難い心を打つ魅力的なところである。

先生のお仕事が完結的とならなかったのは、一つには次の事情によるものと考えられる。先生は終生多くのひとのために尽された。大学内でも研究教育以外に理事を始めとして長く行政管理職に就かれ、またご家庭でも先立たれた奥様のご介護に誠心誠意当られた。このことは、先生の限られた持ち時間のすべてが研究に注ぎ込まれるのを妨げたであろう。しかし、先生にとってはひとに尽すことがよろこびであり、そのことで先生ご自身最もよく心の安寧を得ておられたように思う。今、背負われたお役目のすべてを肩からおろして、先生はどのような研究をたのしんでおられるのであろうか。この世ではいつも忙しそうにしておられた先生の研究に没頭しておられるお姿を想像することは心たのしい。ただもはや先生からそのご研究の成果をうかがうことはできない。これが幽明境をことにする淋しさというものであろうか。

弁護士　高鳥　トシ子

今泉孝太郎先生追悼記

「法学部でも定年制で新旧交替の速さに感慨あり、教授陣の充実を念願します。

時間の経過が真実である限り、新時代に期待されます」。十数年以前に恩師今泉孝太郎先生より頂いたお便りの一節である。慶應義塾に定年制が施行されて久しく、櫛の歯をひくように、恩師・先輩が次々と三田の山を去って行かれた。その嘆きを、久しくお目にかかれなかった老師に愚痴混じりにお伝えした際に賜ったお返事であった。あの時の先生のお言葉が、今更のように重く感じられる。

逝去される数日前にお元気なお便りを頂戴したばかりで、突然の訃報を信ずることが出来なかった。日吉の学生時代から自分自身の定年がまじかの現在に至るまで、公私の生活に渡って常に温かく見守ってきて下さった恩師の慈悲は、筆舌に尽くしがたい。先生は私にとって父を失った後の父であり、慶應義塾そのものであった。

無精で怠け者の弟子の目から見て、学校での先生の一日は、まことに忙しく目まぐるしいものであった。終戦後の財政難に逐われた慶應義塾の資金募集室主任、不況期の就職部長、

さらには例の学園紛争の時期の法学部長そして常任理事と、人の嫌がる激職を間断なく歴任された難局の処理に奔走された。その合間に数多くの論文や随筆を執筆され、「新物権法論」「新民法総則」また「農民法研究」の精緻な大著を次々と公刊して行かれたのであるから、先生の超人的な活力には今更のように驚嘆するほかはない。

先生の薫陶を受けて多くの研究者・法曹が巣立ち、現在義塾の内外に活躍していることは言うまでもない。しかしそれと同時に、先生とともに戦後の義塾の建て直しに尽力した多くの職員・塾員が、ご退職後もなお先生を中心として美しい心の絆を長く保っていることは、磊落洒脱にして思いやり深く誠実懇切な先生のお人柄を如実に示すものであろう。

定年制度は畢竟人為的な仮初の時の区分でしかない。

先生の御逝去により、法学部が、慶應義塾が、如何ばかりの深刻な打撃を蒙ったかは計り知れぬものがある。時光虚しく渡らず人虚しく渡るという。先生が逝かれて後、「時の経過を真実」たらしめる力が、残されたわれら晩進に恵まれんことを。

法学部教授　内池　慶四郎

私法学会発表の直前の頃

私が今泉先生から親しくご指導を戴くようになったのは、大学院に入学した年からである。修士課程一年の民法特殊講義の時間がその最初である。その年は債権総論の重要点を講義されたと記憶している。履修者は私を含めて四名であったが、他の履修者はおとなしい人達だったから、質問をするのは私だけと言ってよかった。一年間先生を独占させて戴いていたような気がする。そこで学部時代に民法を勉強していて、納得できないでいた事を、自分の不勉強を棚に上げて、いろいろな質問をさせて戴いた。

なかでも民法四一六条のご説明の時に、先生が当時の通説・判例と同じ立場に立たれて、この規定は〝相当因果関係説〟に立つものと説明されたので、学部時代に、刑法の因果関係の勉強をした時からの疑問を、先生に申し上げ、特に同条の一項と二項の関係についてどうしても納得できないことを申し上げ、結局翌週翌々週の二回にわたって議論の相手をして戴いた。今考えてみると、先生に当時の私の欲求不満をぶっつけただけに過ぎないように思えるが、ことのほか察しのよい先生は、そんなことは先刻ご承知だったのではないかと思